

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けなければなりません。

手数料（案内はがきが届いた人は、はがきも）を持参のうえ、会場に飼い犬を連れてきてください。なお、平成7年度以降登録をしていない飼い犬は新規登録が必要です。



手数料

新規登録（平成7年度以降に登録されていない生後91日以上の飼い犬）

登録と予防注射手数料 5,950円

継続（平成7年度以降に登録をされた飼い犬）

予防注射手数料 2,950円

（犬表示シールが必要な場合は別途80円必要）

注射のとき犬が暴れる場合があります。必ず押えることのできる飼い主が連れてきてください。

飼い犬の死亡・住所変更などの場合は、健康対策課（20 3192）まで必ず連絡してください。また、飼えなくなった犬は毎月第3水曜日に地区公民館で引き取ります。前日までに健康対策課、または東部健康福祉センター（江津・22 5162）に連絡してください。（月～金曜日までは同センターで引き取り可能）

問い合わせ先 健康対策課（20 3192）

日	注射会場	時間
4月7日(月)	岩坪公民館	9:30～9:40
	J A鳥取いなば神戸支店	10:00～10:10
	下砂見公民館	10:20～10:30
4月8日(火)	大和地区公民館	10:50～11:00
	湖南地区公民館	9:30～9:50
	J A鳥取いなば大郷支店	10:05～10:20
4月9日(水)	松保地区公民館	10:40～11:10
	明治地区公民館	9:30～9:45
	豊実地区公民館	10:10～10:25
4月10日(木)	西里仁公民館	10:45～11:00
	城北地区公民館	9:30～10:20
	浜坂地区公民館	10:40～11:30
4月11日(金)	東吉成会館	9:30～9:50
	雲山南団地集会所	10:10～10:40
	大覚寺公民館	11:00～11:20
4月14日(月)	J A鳥取いなば鳥取美保支店	9:30～10:10
	中吉成集会所	10:25～10:40
	美徳地区公民館	11:00～11:20
4月15日(火)	賀露7区公民館	9:30～9:50
	賀露6区公民館	10:10～10:30
	千代水地区公民館	10:50～11:10
4月16日(水)	円通寺集会所	9:30～9:40
	国安集会所	10:00～10:20
	東馬場集会所	10:40～10:50
4月17日(木)	わかば会館	9:30～10:00
	津ノ井地区公民館	10:25～10:50
	米里地区公民館	11:15～11:30
4月18日(金)	岩倉地区公民館	9:30～10:10
	稲葉山地区公民館	10:30～11:00
	鳥取市役所	9:00～11:30
4月20日(日)	面影地区公民館	9:30～10:00
	大杖2区集会所	10:20～10:50
	修立地区公民館	11:10～11:30
4月21日(月)	東郷地区公民館	9:30～9:50
	大正地区公民館	10:10～10:30
	古海隣保館	10:50～11:15
4月22日(火)	下味野隣保館	9:30～9:50
	聖神社駐車場	10:20～10:40
	富桑隣保館	11:00～11:20
4月23日(水)	美萩野1丁目集会所	9:30～10:30
	末恒地区公民館	10:55～11:15
	湖山西地区公民館	9:30～10:00
4月24日(木)	湖山地区公民館	10:15～10:55
	湖山神社	11:10～11:30
	大森団地集会所	9:30～9:50
4月25日(金)	八幡池スポーツセンター城北体育館	10:10～10:30
	北園ふれあい会館	10:50～11:20

「行政サービスセンター」の平日開所時間を2時間延長します

3月17日から「行政サービスセンター（JR鳥取駅構内）」の平日開所時間を午後7時まで延長します。

開所時間 月・火・木・金曜日 / 午前8時30分～午後7時
土・日曜日 / 午前8時30分～午後5時

閉所日 毎週水曜日・祝日（振替休日を除く）・年末年始
土・日曜日および平日の午後5時から午後7時は、住民異動届直後の住民票写しの請求・印鑑登録はできません。

鳥取湖山北郵便局もご利用ください

取扱内容 住民票の写し（本人、同一世帯） 戸籍全部・個人事項証明（本人、同一戸籍人） 印鑑登録証明書（本人）

取扱時間 午前9時～午後4時

休業日 土・日曜日・祝日

問い合わせ先 市民課（20 3208）

県の事務が鳥取市へ

県が行っていた次の事務を4月1日から鳥取市で行います。

事務の概要	問い合わせ先
・土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合の設立認可等に関する事務 ・一定面積以上の大規模な土地売買契約締結した場合における土地に関する権利の移転等の届出受理及び当該土地利用目的に関する勧告等	都市計画課 20-3271
・ヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外の鳥獣で狩猟鳥獣であるものの捕獲（かすみ網を使用する方法以外の手法を用いるものに限る。）の許可事務 ・カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ、コサギの卵の採取の許可事務	農林水産課 20-3235
・住所がある市町村の区域以外の農地又は採草放牧地における権利の設定又は移転がある場合の当該権利の取得の許可に関する立入調査等及び報告の徴収事務	農業委員会 20-3292